

鹿児島県からの埋蔵文化財の取扱いに関する指示の通知に対する取扱い

県からの通知 内容(概要)	開発内容との関係	事業者様の留意事項
慎重に工事を行 ってください	開発計画による遺跡への影響は少ない	<ul style="list-style-type: none">・慎重に工事を行ってください・工事中に遺跡がみつかったら、現状変更せずに速やかに文化財課に届出が必要です(文化財保護法第96条第1項)
工事立会を実施 します	開発計画による遺跡破壊の可能性がある	<ul style="list-style-type: none">・遺跡破壊の可能性のある工事内容について、工事の際に文化財課の立会が必要です・工事日程について、事前の調整が必要です
発掘調査を実施 します	遺跡破壊の可能性が高い	<ul style="list-style-type: none">・開発範囲について発掘調査を実施します・発掘調査の結果次第では、工事計画の変更や延期が必要となる可能性があります